

狩猟入林申請者 様

十勝東部森林管理署長

エゾシカ一般狩猟解禁に向けた注意事項について

下記事項について一読され、必ず遵守願います。

1 入林禁止の表示について

以下の入林禁止区域には「入林禁止看板」を設置しています。

表示内容については、クリーム色の用紙（一部黄色用紙）に黒字で「平成28年度 入林禁止」と表記しています。

- ① 10月22日～12月28日の入林禁止は「前期」と向かって左側に表示。
- ② 翌年1月4日～2月28日の入林禁止は「後期」と向かって左側に表示。
- ③ 何も記載していないものは「全期間」（全面開放期間は除く）を入林禁止。

※ 保護林等、オンネット一周辺の入林禁止看板については、景観の配慮から一部の図面掲示により省略しております。

- ④ 全面開放期間：日曜日（祝日）、12月29日～1月3日
（法規制区域は除く）

袋小路となっている林道・作業道については、奥地が全て入林禁止区域となっている場合は、「これより先は入林禁止」の立て看板にてお知らせしておりますので、看板設置箇所から奥地への狩猟入林は行わないで下さい。（全面開放期間は除く）

可猟区域の拡大に伴い、短期間での作業で入林する場合は、「臨時の看板」及び「業者名が入った看板」にてお知らせしますので、看板があった場合は、林内に職員等がいることから、安全確保のため狩猟地を振り替えるなどにより、看板周辺及び林道沿線での狩猟は行わないで下さい。

特に当署においては、大半を臨時看板で対応しますので、看板の見落としがないうようお願いいたします。

また、工事・請負事業・立木販売等については、安全確保のため一時的に林道等を閉鎖し入林禁止規制を行う場合がありますので、入林禁止看板等が設置されている奥については、上記④であっても入林を控えて下さい。

2 図面の盗難

ここ近年当署において、現地案内図（狩猟図面）の盗難が発生しております。狩猟図面は、狩猟者全員が利用するので絶対に持ち出さないようお願いします。

3 残滓処理等について

近年当署全体で多数の残滓が発生しており、過去に本別警察署及び役場が対応した事案も発生しております。

今年度も残滓放置があった場合は、地元警察署へ通報及び犯人が特定されるまで残滓が放置された関係林道等の路線を入口から入林禁止措置を講じることがありますので適切な処理をお願いいたします。

併せて、10月、11月は登山や行楽の時季とも重なることから一般観光客の出入りも多くなります。

残滓放置は人が集まる場所に「ヒグマ」を呼ぶ原因をつくり、災害の発生を呼ぶこととなりますので絶対に行わないで下さい。

また、残滓放置以外に、過去には無届け狩猟の入林、銃刀法違反の疑いの事案等も発生しておりますので、今年度はこのようなことがないよう併せてお願いいたします。

4 林道、作業道等の通行における注意

現在、当署では工事、伐採作業及び土場から木材を搬送するトラックなど多くの大型車が往来しています。

狩猟地へ至るまでの車の走行については、見通しの悪いカーブ、坂道では出会い頭の衝突の危険がありますので、スピードダウン及びデイライトの励行をお願いします。

特に10月～12月にかけては、降雪前の事業実施の追い込みと重なる時期ですので注意願います。

また、冬期間については、車両通行に妨げにならないように駐車場所に注意願います。

林道等、民地入口には鹿柵のゲートがありますので、畑への鹿の侵入防止の観点からこまめに開け閉めして下さい。

気象状況により、林道、作業道等に風倒木が発生し、また、林道・作業道の決壊等にて車両の通行が出来ない路線が有りますのでご了承ください。

また、徒歩により林道等を通行した場合においても、林道等の状況及び風倒木等に十分留意のうえ狩猟願います。

5 単独入林の禁止について

ほとんどの方々がグループを作って狩猟に向かわれることと思いますが、万が一のことを踏まえ、行先や帰宅時間、連絡先等を家族、仲間及び宿泊先等に伝えてから入林される等緊急時に対応できるようお願いいたします。

6 違法発砲について

一般道だけでなく林道からの発砲も法律違反となりますので絶対に行わないようお願いいたします。